

# 千葉県立図書館基本構想案

平成 29 年 12 月 千葉県教育委員会

## 目 次

第1章 千葉県立図書館の今後の在り方の見直し-1-	第2節 県立図書館の役割と機能 -16-
第1節 これまでの経緯 -1-	1 県内図書館の中核としての役割 -16-
1 4館構想 -1-	2 子どもの読書活動の推進 -18-
2 基本構想の策定（平成6年3月） -1-	3 課題解決支援図書館 -19-
3 「今後の在り方」の策定までの経緯と概要 （平成23年12月） -1-	4 千葉県に関する資料や情報の蓄積、継承 -19-
第2節 見直しの視点 -2-	5 知の創造と循環を生み出す公共の場 -21-
第2章 千葉県の図書館の状況 -3-	第4章 県立図書館の施設整備の方向性 -23-
第1節 図書館を取り巻く社会状況の変化 -3-	第1節 県立図書館の機能集約の検討 -23-
第2節 県立図書館の現状と課題 -3-	1 機能集約の検討の必要性と考え方 -23-
1 市町村への支援 -3-	2 資料の集約による利用者サービスの向上 -24-
2 子どもの読書活動の推進 -5-	3 人的資産（司書）の集約による図書館機 能の強化 -24-
3 知識基盤社会における地域の発展を支え る情報拠点 -6-	4 施設の集約による業務の効率化とコスト の削減効果 -24-
4 千葉県関係資料の計画的な収集、提供、 保存 -8-	5 結論と機能集約後の留意点 -25-
5 社会の変化に対応した図書館サービスの 推進 -10-	第2節 施設整備の方向性 -26-
6 書庫の狭隘化と資料の廃棄 -13-	1 複合化の可能性 -26-
7 中央図書館の老朽化と耐震不足の問題 -15-	2 バリアフリー -26-
第3章 これからの千葉県立図書館 -16-	3 立地条件 -26-
第1節 基本理念 -16-	第3節 管理運営の在り方 -26-
	第4節 具体的な取組と評価・検証 -27-

この基本構想の中で使用している「今後の在り方」の表記は、平成23年に県教育委員会が策定した「千葉県立図書館の今後の在り方」を指します。

また、構想内で使用している各アンケート調査結果は、以下の2つのアンケート調査の結果に基づくものです。

○都道府県立図書館のサービス提供実態調査（平成29年10月13日から10月27日まで）

・調査対象 本県を除く46都道府県の都道府県立図書館46館（複数ある場合は中心館のみ） ・回答数 46館

○電子書籍サービスの導入・充実に関する調査（平成29年10月10日から10月24日まで）

・調査対象 全国の電子書籍サービスを実施している市区町村立図書館63館 ・回答数 50館

# 第1章 千葉県立図書館の今後の在り方の見直し

## 第1節 これまでの経緯

### 1 4館構想

昭和52年、県立中央図書館協議会から県立中央図書館長に、県全域に図書館サービスの浸透を図るため、県内を4地域に分け、各地域に県立図書館を設置するとともに、相互協力（資料の図書館間貸出し）に不可欠な図書館協力車の巡回を開始すべきことが答申されました。当時、本県では、市町村立図書館の整備が進んでおらず、県立図書館を4地域に設置することにより、交通機関を利用して1時間程度で県立図書館が利用できるようになるとの提言でした。

この後、2館目の県立図書館である西部図書館が、昭和62年、松戸市に開館しました。

### 2 基本構想の策定（平成6年3月）

平成2年に、県社会教育委員会議から県教育委員会への答申の中で、新県立中央図書館（仮称）と県立地域図書館の整備などが提言されました。この答申を受けて策定した平成6年の基本構想では、図書館ネットワークを推進し、地域の実情に応じた市町村立図書館などへの支援やサービスを行うため、新中央図書館の整備計画や東部・南部地域への県立図書館の設置を構想しました。

また、各県立図書館を中心とした地域図書館ネットワークの整備や、資料・情報センターを始めとする県立図書館の様々な機能の充実、電算システムの構築といった高度情報化社会への対応を課題と位置付けました。

この基本構想に基づき、東部図書館が平成10年、旭市に開館しました。

### 3 「今後の在り方」の策定までの経緯と概要（平成23年12月）

少子高齢化、高度情報化の進展とともに、子どもの読書活動の一層の推進や、県民の課題に対応した課題解決型サービスの提供など、図書館の新たな役割が求められるようになりました。また、市町村立図書館の整備の進展や図書館ネットワークの充実など、県立図書館を取り巻く環境も大きく変化しました。

こうした環境の変化を受けて、平成19年の県図書館協議会からの「これからの時代に求められる千葉県立図書館運営の在り方について（答申）」では、非来館型サービ

スの充実や市町村立図書館への援助強化、運営体制の見直しが提言されました。

また、平成21年には、県生涯学習審議会から「今後の千葉県における図書館の方向性について(意見)」として、県立図書館の機能の強化や、市町村立図書館との役割分担などについて意見をいただきました。

これらの答申や意見を踏まえて、平成23年12月に県教育委員会が策定した「今後の在り方」では、高度情報化社会において、県立図書館が県域の中核的な情報拠点としての役割を果たすためには、従来の県内を4地域に分け、各地域に県立図書館を設置し、地域分担して地域内の図書館サービスの向上を図るという考え方を改め、中央図書館を県立図書館の中核と位置付け、中央図書館、西部図書館、東部図書館の3館が一体となって機能強化を図る方向性を示し、「4館構想」からの転換を図りました。

また、県立図書館の中核と位置付けた中央図書館は、施設の老朽化が著しいだけでなく、平成18年に実施した耐震診断で耐震不足と診断され、耐震改修工事を喫緊の課題とし、利用者の安全確保と適正な運営に必要な改修を早急に行う必要があるとしました。

## 第2節 見直しの視点

人口減少や少子高齢化が急速に進む中、社会構造の変化や地域の課題の増加・複雑化などに対応した図書館サービスの見直しが求められています。また、情報通信技術の進歩と普及によりデジタル情報は飛躍的に増大し、紙資料と合わせてデジタル情報を提供することが図書館サービスにおいて重要性を増すとともに、地理的・時間的な制約を超えた発信型サービスも可能となるなど、図書館界にも大きな影響を及ぼしています。

このため、県立図書館は、次章に示すとおり様々な課題に直面しており、これらの課題に対処するべく、今後の県立図書館の在り方を見直す必要があります。

また、平成28年2月に県が策定した「千葉県公共施設等総合管理計画」では、県有施設に関して今後30年間で延べ床面積を15%削減することが示されており、さらに、同年7月の「公の施設の見直し方針」において「現行の県立図書館3館体制について、その役割や今後の図書館を取り巻く状況を踏まえ、機能集約化等も含め継続して検討を行う」との指摘を受けていることから、行財政改革の視点も踏まえた見直しが求められています。

## 第2章 千葉県の図書館の状況

### 第1節 図書館を取り巻く社会状況の変化

平成23年に「今後の在り方」を策定して以降、これからの図書館が果たすべき役割について、国では、平成24年に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、新たに図書館の運営状況に関する点検・評価とその結果の公表や、郷土資料及び地方行政資料のデジタル化などの項目が追加されました。

また、本県においても、平成27年2月に第2期千葉県教育振興基本計画を策定し、「千葉県子どもの読書活動推進計画(第三次)」に基づき、読書県「ちば」を推進し、図書館などが連携して子どもの読書活動の充実を支援していくことが盛り込まれました。

このような状況の変化を踏まえ、県立図書館の抱える課題を改めて整理し、充実した図書館サービスの提供に結びつけていく必要があります。

### 第2節 県立図書館の現状と課題

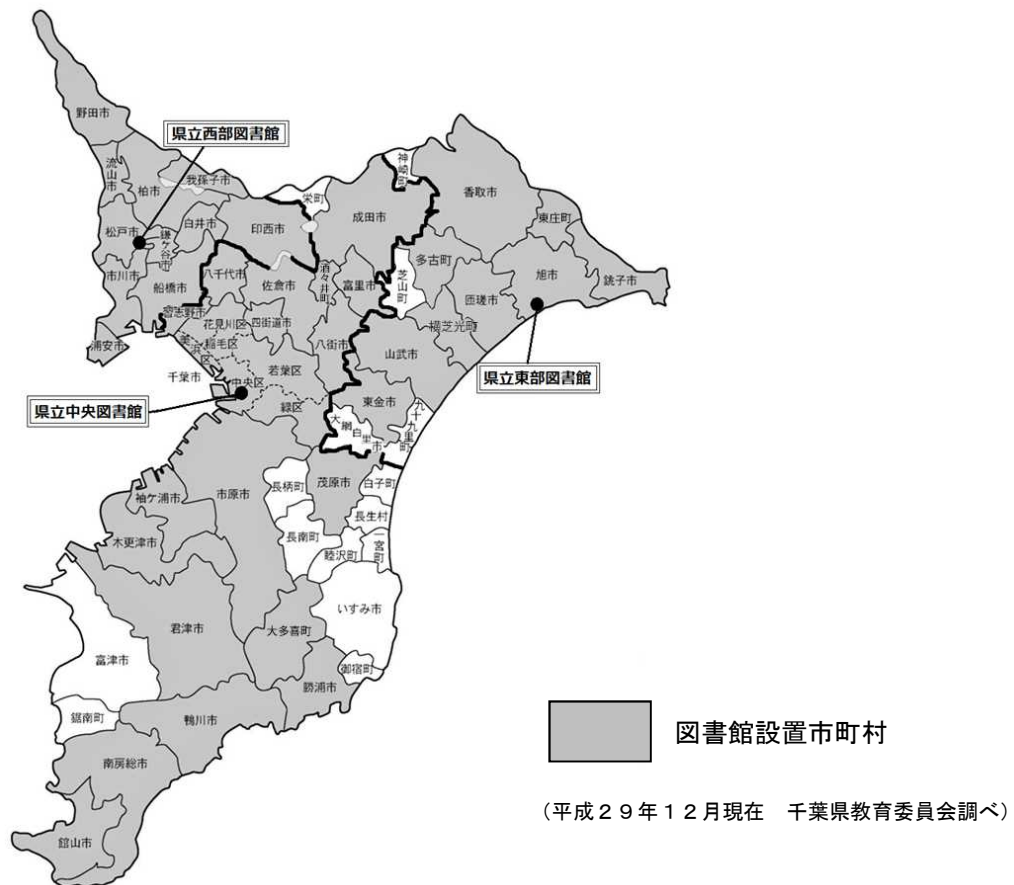
#### 1 市町村への支援

県立図書館の役割の一つは、市町村立図書館が住民の生涯学習と地域の発展を支える情報拠点としての機能を十分に発揮し、充実した図書館サービスが行えるよう市町村を支援することです。

##### (1) 市町村立図書館の整備促進

県内の市町村立図書館の整備状況は、平成28年度に多古町に新たな図書館が設置されるなど徐々に改善されてきていますが、現在のところ市町村立図書館の設置率は全国水準を若干下回っており、県南部を中心に15の市町村が依然として図書館未設置の状態となっています。

市町村立図書館は、地域の課題や住民のニーズを的確に把握し、様々な活動を展開する情報拠点として重要な社会教育施設であり、小・中学校などの学校図書館を支援していく役割も担っています。図書館が未設置の市町村に対しては、図書館の設置を促しながら、設置されるまでの間については、住民の読書環境や子どもの読書活動の推進力が低下しないよう引き続き支援していく必要があります。



## (2) 市町村立図書館における図書館サービスの充実

平成24年の改正で、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に運営状況に関する点検・評価とその結果の公表についての項目が新たに設けられました。住民のニーズに即した図書館サービスを実施し、さらにサービスの改善を図っていく上で、運営状況の評価などは重要な意味を持ちます。県立図書館では、運営方針やサービスの指標を定め、その達成状況について自己点検や評価を行っていますが、市町村立図書館でも同様に、適切に運営状況の評価し、図書館サービスの向上に努めなければなりません。

また、全国的に指定管理者制度や業務委託を導入する市町村立図書館が、近年徐々に増えています。図書館の運営形態の如何にかかわらず効果的なサービスの実施が求められており、指定管理者制度などを導入した場合、運営者が数年ごとに交替する可能性があることから、司書の知識と経験の蓄積による図書館サービスの質が損なわれることのないよう注視し、支援していく必要があります。

## 2 子どもの読書活動の推進

県教育委員会では、子どもの読書活動を一層推進するために、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）」を平成27年3月に策定し、今後の施策の基本的方針と具体的な方策を定めました。子どもが読書に親しむ機会の充実や学校図書館との連携・協力など、県立図書館に期待される役割は大きく、主体的に計画を推し進めていく必要があります。

### （1）子どもの読書活動推進センター機能の強化

子どもの読書活動推進計画における取組の一つとして、子どもが読書に親しむ機会の提供や読書活動の充実を支援する、県立図書館における「子どもの読書活動推進センター」機能の強化が挙げられています。

中央図書館では、来館者サービスを通じて得られた経験を活かし、市町村立図書館などにおける児童サービスの内容が充実するよう支援していますが、児童書研究のレファレンスや読み聞かせ講座など専門性を要求される児童サービス担当職員については、養成が十分に追いついていない市町村も多く、職員の異動などによって必要な知識や技術が継承されない傾向も見受けられます。

県立図書館においても、児童サービスを提供できる人材の養成強化は課題であり、今後、改善を検討していく必要があります。

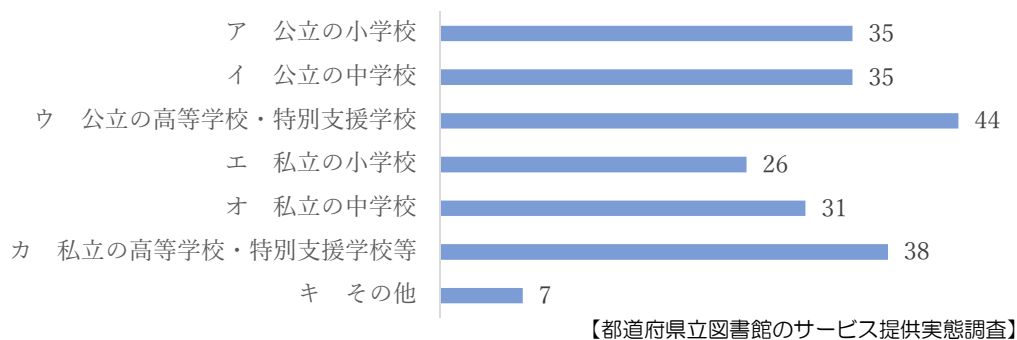
### （2）学校図書館の支援

図書館の資料と司書の能力の活用は、子どもたちの多様な学習を支援する上で効果的な手段です。県立図書館では、利用頻度の高いテーマごとに資料をセット化して貸し出したり、司書が学校を訪問し本を使った調べ方の実習を行ったりして、学校図書館を支援しています。

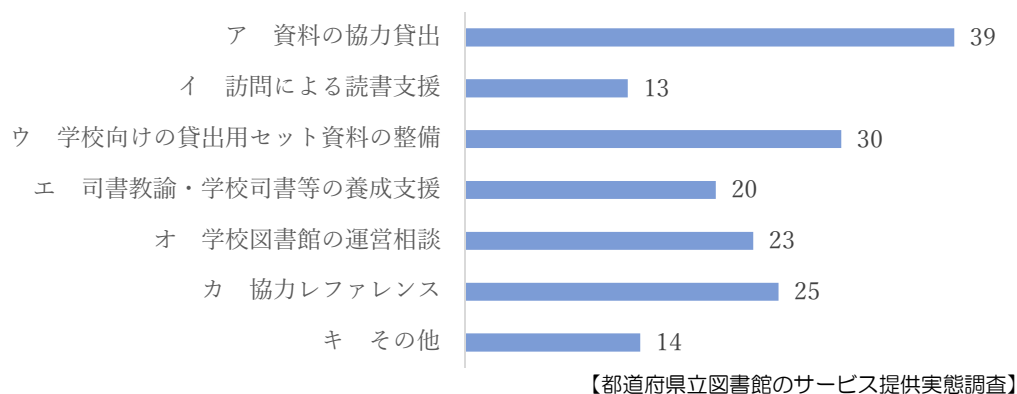
また、県では「公立図書館と学校の連携を図るための研修会」を毎年開催し、連携することの意義について理解を求めています。市町村立図書館と学校との情報交換や相互理解は、まだ十分とは言えない状況です。

学校図書館の更なる活性化のためには、県立図書館と市町村立図書館が、それぞれの役割に応じて学校との連携を深め、学校図書館の運営支援を強化する必要があります。

### Q.1 県立図書館が運営支援する対象の学校（複数選択）



### Q.2 県立図書館の学校図書館の支援内容（複数選択）



## 3 知識基盤社会※1における地域の発展を支える情報拠点

これからの図書館は、図書の貸出しにとどまらず地域の住民にとって必要な資料や情報を迅速かつ的確に得ることができる役に立つ図書館として、地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点になることが求められます。

※1 知識基盤社会・・・著しく急速な科学技術の高度化や情報化等により、新しい知識が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域で重要性を増す社会（H20.2 中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習に振興方策について（答申）」より）

### （1）調査研究の支援

県立図書館では、3館で収集する資料の分野を分担し、西部図書館では自然科学・医学・工学系を、東部図書館では歴史や文学系を、中央図書館では他の2館で収集していない社会科学系の分野などの専門書を主として収集しています。また、中央



図書館では、千葉県関係資料の全県的な収集を担ったり、子どもの読書活動支援の中核的な拠点として、児童資料を集中的に収集したりするなど、特色ある蔵書構築を行っています。

しかしながら、このように資料が分散された状況や熟練した職員の不足などにより、1日約100件にも及ぶ専門的な調査相談に迅速に対応することが困難となってきています。

また、高度情報化社会において、より専門的な調査相談に応じていくためには、職員のレファレンスサービスの能力向上と、分野別に専門的な知識を有する職員を養成していくことが求められますが、こうしたことから、職員が県立図書館3館に分散している状況を見直し、迅速かつ的確に対応できる体制の整備が必要です。

## (2) 図書館職員を対象とした研修の充実

県立図書館は、自館の職員の養成はもとより、県内の図書館サービスの向上に向け、市町村立図書館などの職員の能力開発を図るため、県内の図書館職員の研修センターとしての機能を果たしています。

図書館職員が専門知識や技術を身に付けるために様々な研修を実施していますが、住民のニーズに即した課題解決支援サービスや、情報通信技術の活用、子どもの読書活動への支援、学校図書館との連携、高齢者・障害者・外国人などの利用者に応じたサービスなど、研修内容を充実させ、体系的に実施することが不可欠です。

### 【事例①】 岡山県立図書館 研究グループ

市町村立図書館からの多様な研修の要望に応えるため、通常の業務のラインとは別に、研究テーマ別のグループに職員を分け、共同で研究活動を行っている。(平成28年



度の共同研究テーマ：利用者サービスと危機管理、図書館の自由と著作権、障害者・高齢者・多文化サービス、児童サービス、学校支援、レファレンス、資料収集・保存、ICT活用・電子書籍)

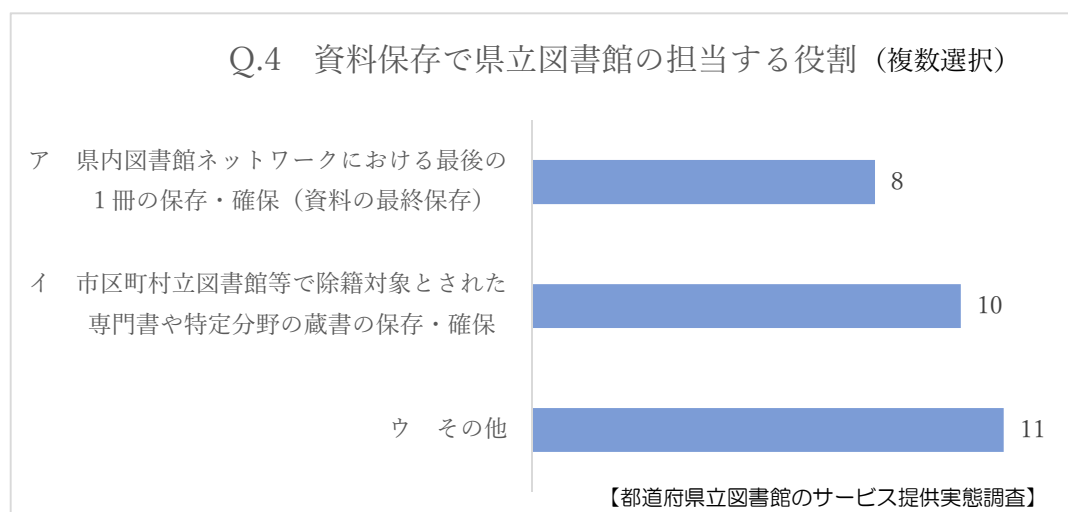
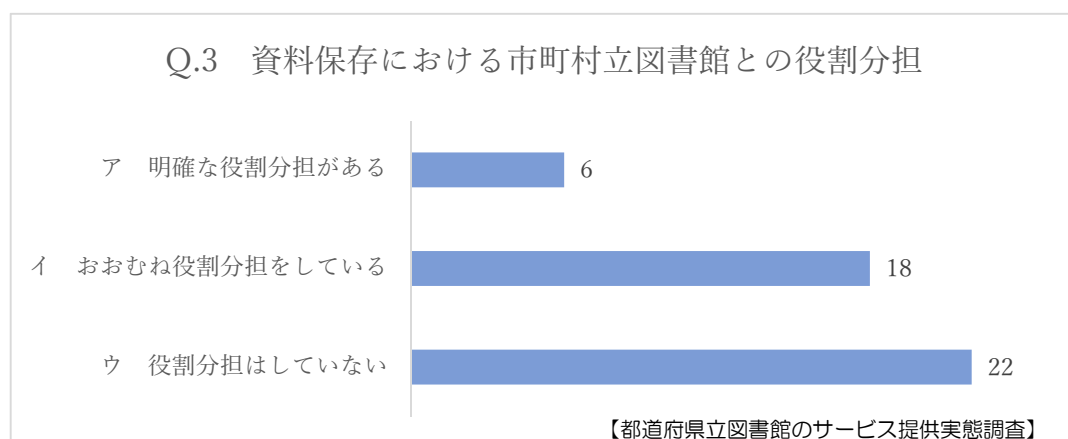
活動の成果は研修内容の充実にとどまらず、県立図書館職員のスキルアップによる、課題解決支援サービスなどの直接サービスの質の向上にも寄与している。

## 4 千葉県関係資料の計画的な収集、提供、保存

千葉県関係の地域資料は、歴史的・文化的な価値を持つ県民の財産であり、将来にわたり残していくためには、計画的に収集し、県民に提供し、保存するための仕組みが必要です。

### (1) 関係機関との連携

中央図書館では、千葉県関係資料を収集し、県民などからの調査相談に応じています。しかし、官公庁刊行物や自費出版物など出版情報の得難い資料も多く、すべてを網羅的に収集できていません。また、市町村立図書館、大学図書館や専門図書館、博物館などの他機関でも多くの千葉県関係資料を所蔵していますが、これらの所蔵情報を横断的に一括で検索できる仕組みも、現在までのところ部分的な整備にとどまっています。



## (2) デジタル化と情報発信

県民がいつでもどこでも千葉県関係資料を検索・閲覧し、本県の文化に対する理解を深め、次世代に継承できるよう、貴重な資料のデジタル化を進め、インターネット上で公開していくことで、県民の文化・学習活動への活用を支援していく必要があります。

資料のデジタル化は、貴重資料の劣化を防ぐ手段としても重要な意味があります。

### 【事例②】 地域資料のデジタル化と情報発信

#### 京都府立京都学・歴彩館 ー京都関係資料の収集・保存・公開拠点ー

京都に関する資料の総合的な収集、保存、公開を行ってきた府立総合資料館の機能を継承しつつ、国際的な研究と発信、交流の拠点となることを目指している。その目的を達成するため、所蔵資料のデジタル化と公開を進めているほか、公益財団法人陽明文庫（旧公爵家近衛家に伝わる古文書、古典籍、古美術工芸品等を保存管理している歴史資料館）が所蔵する資料で、デジタル化されたもの（国宝の「御堂関白記」等）を館内で閲覧可能としている。

京都に関する資料はすべて集め、京都のことならここへ来ればわかるようにする、というコンセプトが明確であり、「京都」という国際的観光都市、歴史のある都市としてのブランド力、国宝級の資料があるといったことが、その魅力を支えていると考えられる。

#### 岡山県立図書館 ー県民参加型のコンテンツ作成ー

平成 16 年の開館当時から「デジタル岡山大百科郷土情報ネットワーク」というデジタルアーカイブ事業を行い、郷土資料の収集とデジタル化・公開に取り組んでいる。

掲載するコンテンツについては、「郷土情報募集事業」として広く県民から資料・情報



デジタル絵本

を募集しており、応募されたコンテンツは内容を審査のうえ、デジタル化し、公開している。

郷土情報ネットワークでは、岡山大学との連携事業の成果である「池田家文庫絵図」をはじめ、県立博物館や他の行政機関と連携して様々なデジタルコンテンツを提供している。

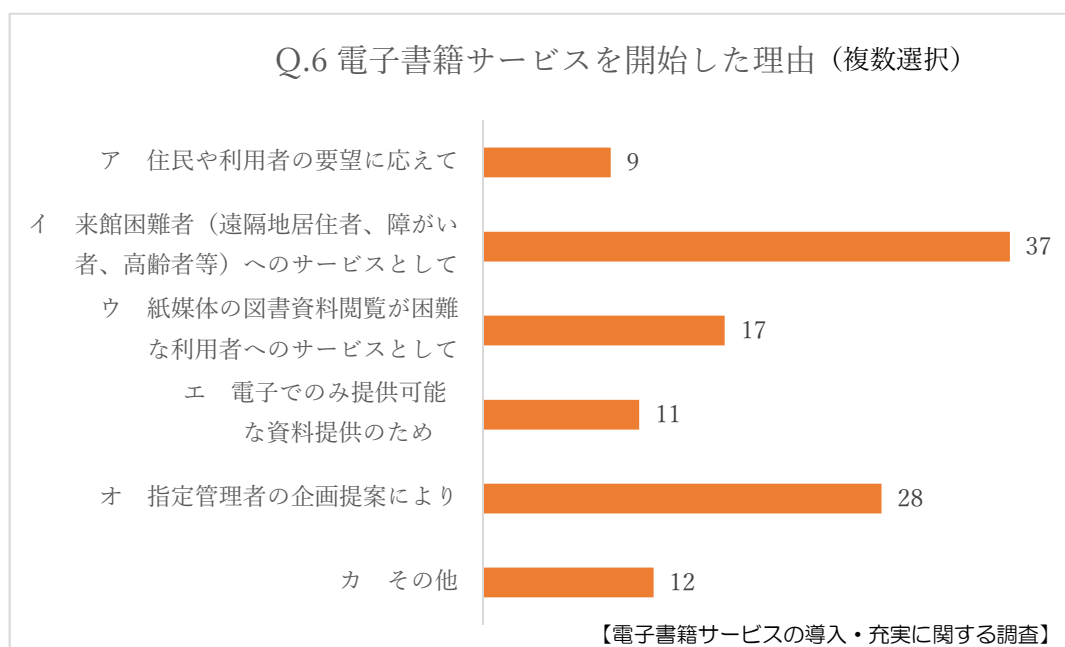
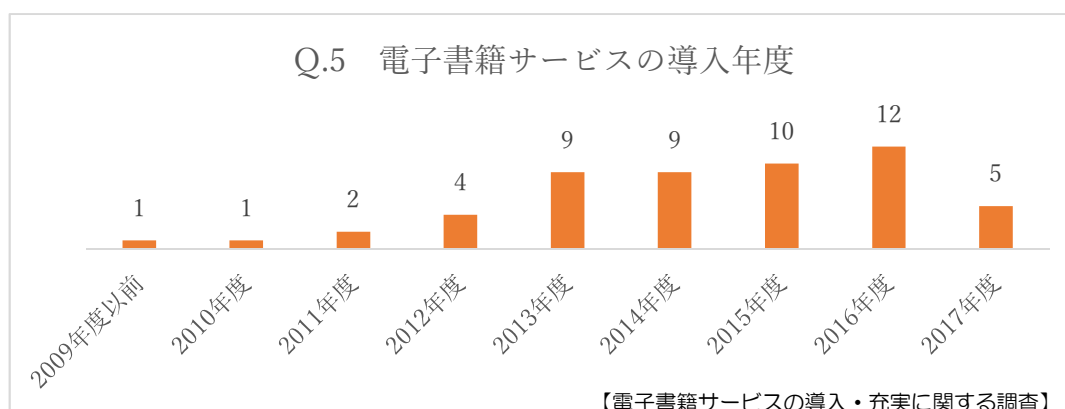
## 5 社会の変化に対応した図書館サービスの推進

急激な社会構造の変化の中で、県民が生涯にわたり自律的に学び、複雑な課題を解決していくためには、十分な資料や情報が必要です。図書館では、図書や雑誌の閲覧・貸出しなどの従来の図書館サービスと、電子書籍やデジタルアーカイブなどの電子図書館サービスとを組み合わせたハイブリッド化を進めていくことがますます重要になっています。

### (1) 電子書籍などの新たな図書館サービス

国立国会図書館では、平成10年に「電子図書館構想」を定めて以降、着々と電子図書館サービスの基盤を整備し、資料のデジタル化とインターネット配信を進めています。

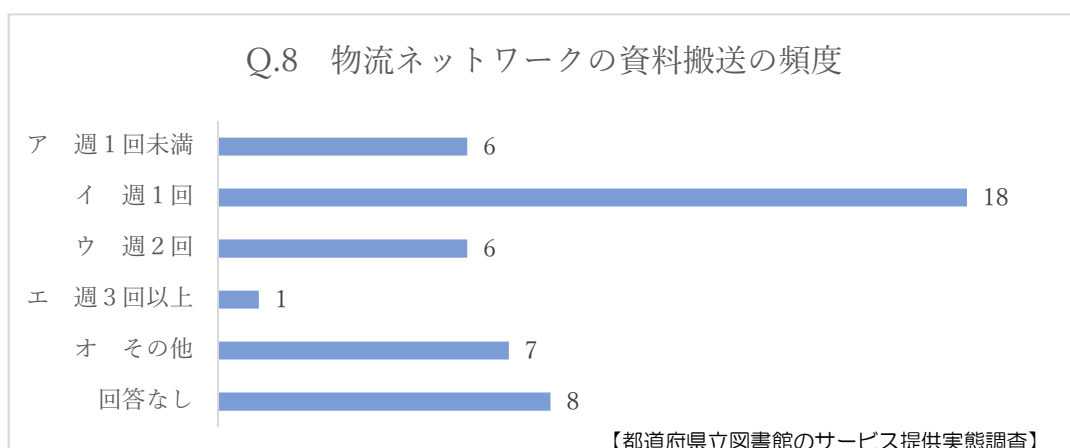
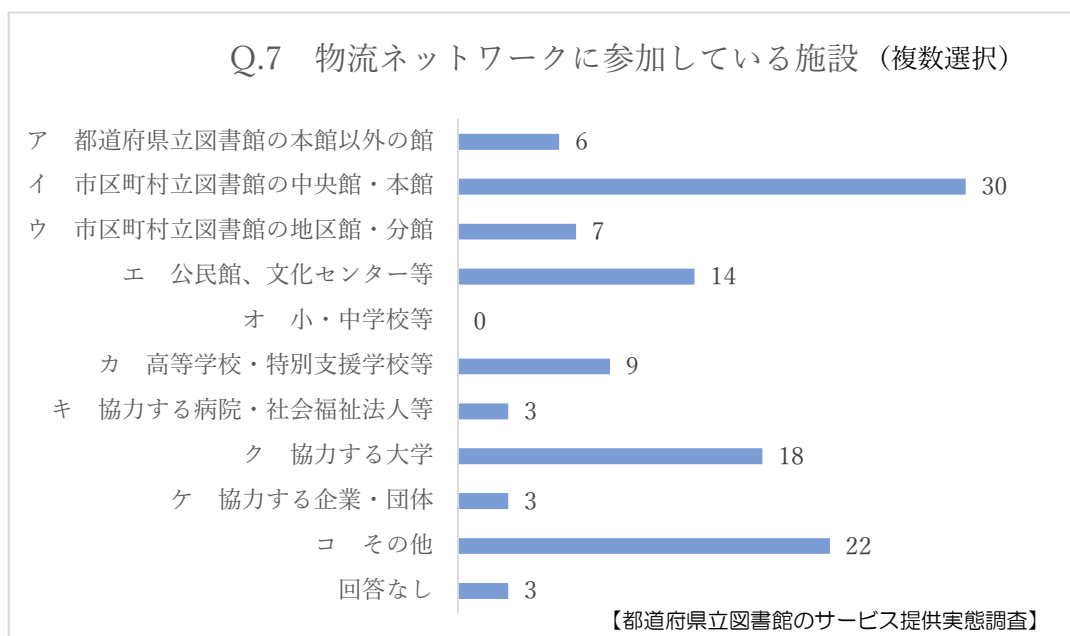
千葉県立図書館でも、千葉県関係資料や、視覚障害のある方への資料のデジタル化や音声化に取り組んでいますが、国や関係機関の動向などを分析し、市町村立図書館をはじめ他の機関との連携を模索しつつ、電子図書館としての体制を整備していく必要があります。



## (2) 県内図書館間の物流ネットワークの強化

県立図書館では、市町村立図書館などの資料を図書館協力車により県内全域の図書館や公民館図書室へ搬送するためのネットワークを整備し、参加を希望する学校や大学図書館なども含めた範囲までネットワークを拡張することに取り組んでいるところです。

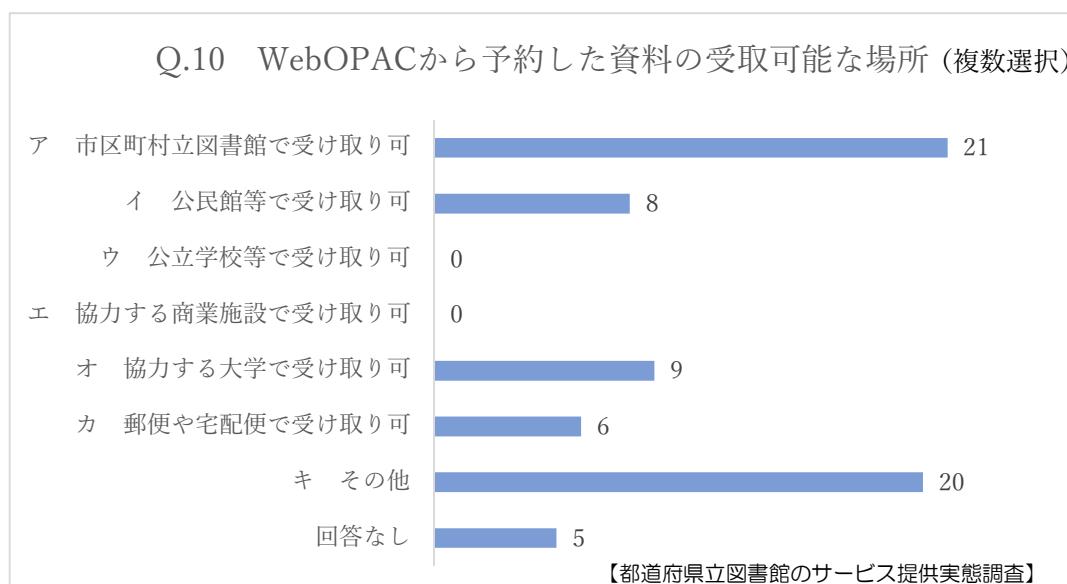
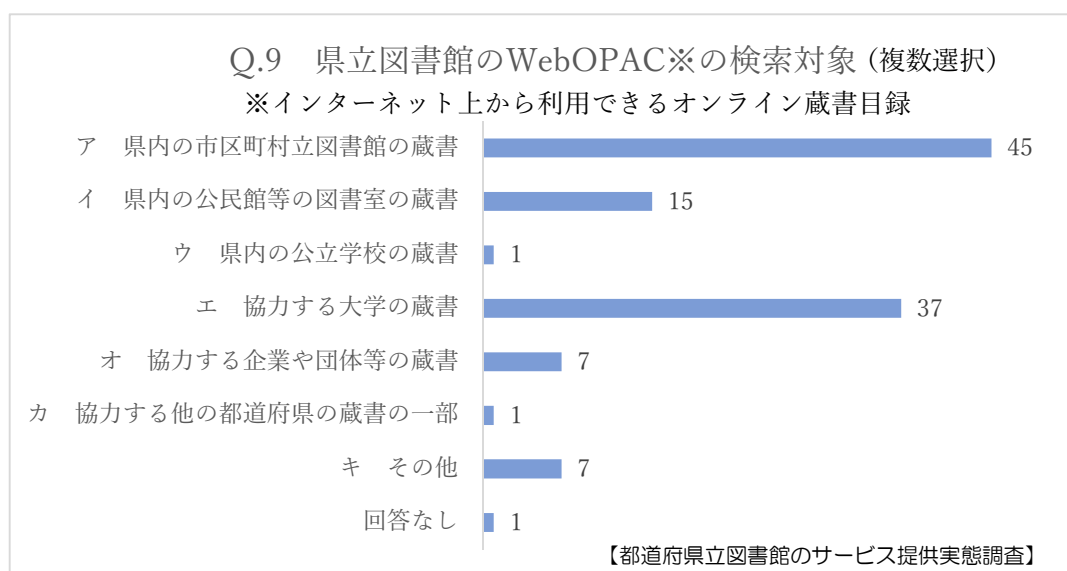
他の図書館からの資料の取寄せに要する期間の短縮化や、資料の受取場所の利便性の向上については、図書館サービスに関する要望の中でも特に多く寄せられていることから、資料の搬送方法などについて改善を加え、一層の迅速化と利便性の向上を図る必要があります。



### (3) 生活の場に届ける図書館サービス

市町村立図書館では、地域のニーズに応えるために、ウェブサイト上からの資料の貸出予約やメールでのレファレンスなど、インターネットを活用した様々なサービスを展開しています。

しかしながら、高度情報化が進む中で、インターネット環境や健康上の理由などにより、図書館サービスを十分に享受できない住民も多く、より生活の場の近くに資料を届けられるように、県立図書館及び市町村立図書館は様々な利用者や利用方法を想定し、図書館サービスの向上を図っていく必要があります。



## 6 書庫の狭隘化と資料の廃棄

書庫の狭隘化のため、収蔵可能冊数を上回る蔵書を保管する中央図書館では、書架の棚段数を増やすとともに事務室の一部を書庫に転用するなどの対応をとっています。県立図書館3館の収蔵率は既に収蔵能力の9割を超える状態となっており、書庫不足は喫緊の課題となっています。

### (1) 県立図書館3館の収蔵能力

これまで、県立図書館では、千葉県関係資料などの貴重な資料を除き、資料を複数持つことを避けるため、重複した資料を除籍してきましたが、それでも蔵書冊数は増加していく傾向にあります。

県立図書館は、資料を県内公立図書館で最低1冊は保存していく体制づくりを目指していますが、書庫狭隘化問題を抱えているため、市町村立図書館で廃棄される年間約50万冊にも及ぶ除籍資料の精査と、将来に残すべき資料を保存する体制づくりにまだ着手できていません。

(平成29年3月31日現在)

	中央図書館	西部図書館	東部図書館	合計
収蔵可能冊数	552,000	500,000	500,000	1,552,000
蔵書冊数	865,250	272,663	276,741	1,414,654
収蔵割合	156.75%	54.53%	55.35%	<b>91.15%</b>

※中央図書館蔵書の一部は、西部・東部に分散して保管

県内市町村立図書館の除籍状況

(単位:千冊)

種別/年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
蔵書冊数	18,101	18,281	18,460	18,749	18,886
除籍冊数	491	520	494	476	566

引用:「千葉県の図書館」千葉県公共図書館協会 ※図書館未設置市町村を除く。

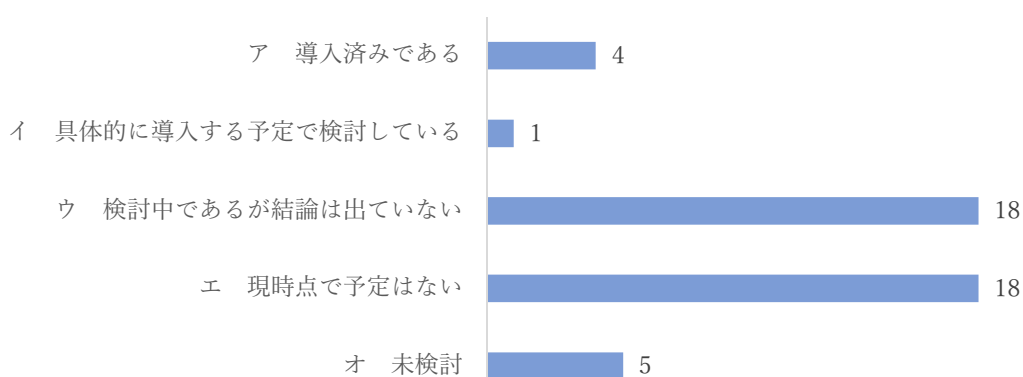
### (2) 電子書籍の活用と資料のデジタル化

従来の紙媒体の資料から電子書籍での代用についても検討していますが、現状で

は電子書籍サービスの内容はコミックや文芸書、実用書などが大半を占めており、県立図書館が主に収集・保存の対象としている専門書や調査研究用資料などについては、電子書籍サービスの展開は乏しい状況です。

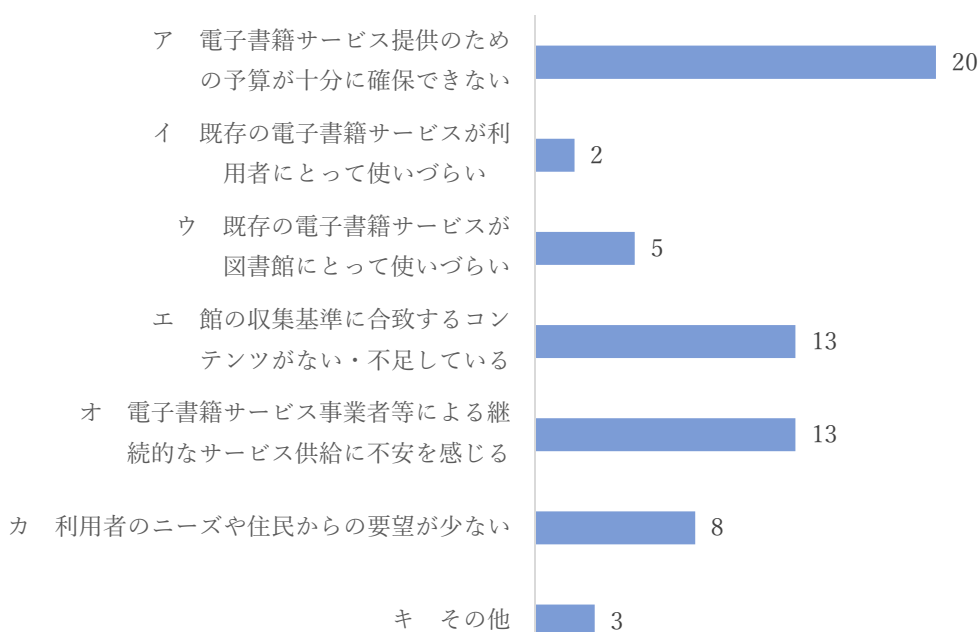
また、収集・保存している資料をデジタル化することによる蔵書量の縮小についても、デジタル化するために著作権者など権利者の許諾を得ることや、資料のデジタル化と公開に要する予算の確保など課題が多く、現段階で書庫不足問題を抜本的に解決する手段とは成り得ません。

### Q.11 電子書籍サービスの導入・検討状況



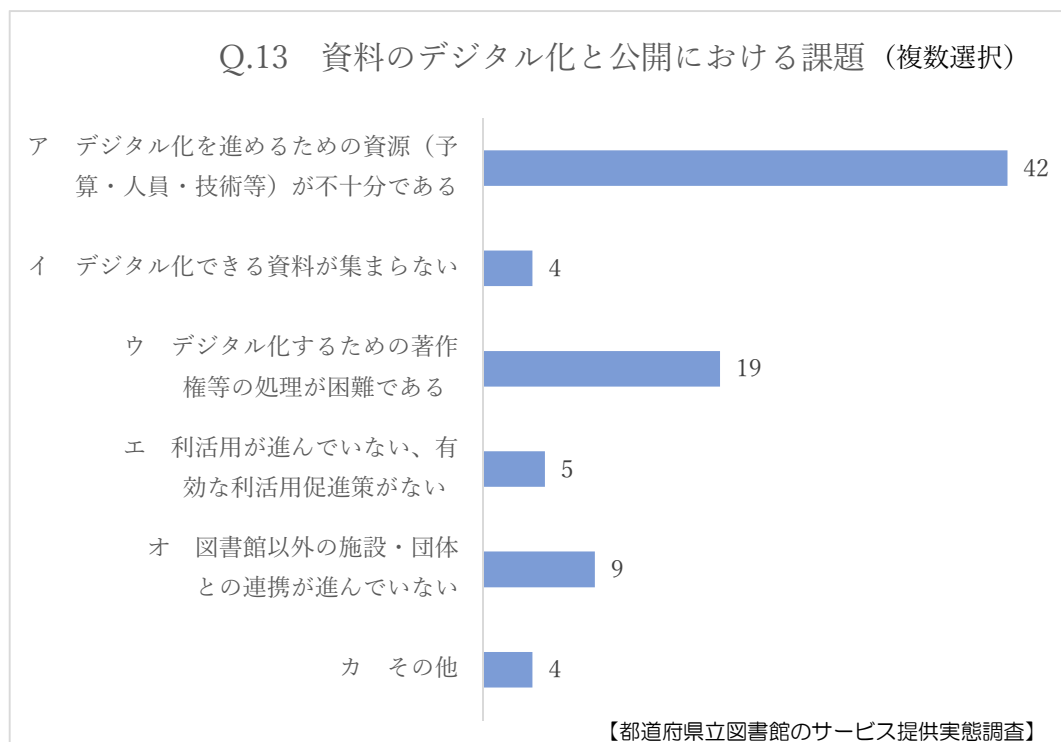
【都道府県立図書館のサービス提供実態調査】

### Q.12 電子書籍サービスを導入しない理由（複数選択）



【都道府県立図書館のサービス提供実態調査】





## 7 中央図書館の老朽化と耐震不足の問題

中央図書館は、建築後約50年が経過する施設で、老朽化に加え、耐震不足も判明しており、その対応が急務となっています。

### （1）耐震改修と特殊な構造

中央図書館については、平成18年度に実施した耐震診断の結果、耐震不足が判明しました。さらに、耐震改修工事を実施するにあたって平成24年度に改修計画事前調査を行ったところ、建物の柱の上に梁がないという特殊な構造であるため一般的な補強方法が取れず、改修工事は技術的な難易度が極めて高いということが報告されました。

現在、施設の一部の立入りを制限し、利用者に不便が生じています。

### （2）バリアフリー化の必要性

中央図書館は、利用者専用のエレベーターが設置されておらず、資料運搬用に設置されたエレベーターを利用者用にも使用するなど、施設利用面で様々な課題を抱えています。特に障害者や高齢者が安心して利用できるように、バリアフリー化をはじめとした施設全体の安全対策が求められています。

## 第3章 これからの千葉県立図書館

### 第1節 基本理念

県立図書館は、知識と情報が飛躍的に重要性を増す知識基盤社会において、くらし満足度日本一を実現するため、光り輝く千葉県を目指す知の拠点として、中核的公立図書館の重要な役割を担っています。

知識や情報の収集・発信の拠点として、豊富かつ幅広い図書館資料を整備して知の集積を図り、すべての県民が、生涯にわたり豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるようにしなければなりません。そして、自ら考え判断するための知識や情報を利用できるよう、等しく良質な図書館サービスを提供することにより、人づくりや知の基盤づくりに貢献し、本県の経済・産業・文化・教育などの発展に寄与します。

### 第2節 県立図書館の役割と機能

#### 1 県内図書館の中核としての役割

「いつでも、どこでも、だれでも」利用できるということが公立図書館の理念です。県立図書館が中心となって図書館ネットワークをさらに発展させることにより、市町村立図書館の図書館サービスの向上を支援します。

図書館未設置市町村に対しては、住民の読書環境の向上が図られるように支援する中で、図書館設置の意義について理解を求めていきます。

#### (1) 市町村の読書環境の充実のための支援

ア 図書館未設置市町村における公民館図書室なども含む、市町村立図書館を対象とした県立図書館資料の協力貸出など、本県の特色である県と市町村のネットワークを強化し、相互協力体制を一層充実させていきます。

イ 市町村立図書館を定期的に訪問し、図書館の管理運営やサービスに関する助言を行うとともに、図書館未設置市町村に対しては図書館設置の意義について積極的に理解を求めていきます。

ウ 県公共図書館協会などを通じて、市町村立図書館と密接な連携を図り、資料の相互貸借や人材養成支援などにより、図書館サービスの維持・向上を図っていきます。

## (2) 図書館職員の研修センター

- ア 図書館職員の資質の向上を目的に、研修の受講機会を提供し、図書館サービスに対するニーズを的確に把握できる人材を養成し、サービスの維持・向上を目指します。
- イ 情報通信技術の進歩やデジタル情報の増加などに応じた図書館サービスを提供していくため、国や他の自治体の先進事例などを参考としながら、研修プログラムの内容を絶えず見直すことで、効果的な人材養成に努めます。
- ウ 市町村からの求めに応じて、県立図書館で市町村職員を受け入れたり、県立図書館の司書が市町村立図書館を定期的に巡回したりすることなどにより、個別の状況に応じた実効性の高い技術指導を実践していきます。

## (3) 県内図書館ネットワークの拠点

- ア 県民への資料提供サービスの迅速化を図るため、図書館協力車の巡回コースや資料の搬送方法を再検討し、サービス改善を目指します。
- イ 図書館ネットワークの発展のため、市町村立図書館などの職員が相互に情報交換を行い自施設の運営の参考となる情報を得る機会を増やすとともに、協力貸出・相互貸借についての理解の浸透を図ります。
- ウ 県民がいつでも必要な資料を簡単に利用できるよう、市町村立図書館で毎年除籍される資料のうち、県立図書館で所蔵していない資料は、県内公立図書館で最低1冊は保存できる体制づくりを進めます。

### 【事例③】 滋賀県立図書館 資料保存センターとアンカー館方式

市町立図書館の除籍資料のうち、県内で保存していく必要性の高い資料を県立図書館で受け入れ、整理・保存し、活用していく資料保存センターとしての取組を平成4年から実施している。滋賀県では当時、公共図書館全体で図書が少なかったこともあり、県内に残していく仕組みを作ることが課題であった。

雑誌については、県立図書館と市町立図書館の収集対象の重複も少なかったため、



連携して保存していく方法を検討した結果、市町立図書館が保存する雑誌を分担し、雑誌ごとの最終保存館（アンカー館）を決定して、共同して保存に取り組む「アンカー館方式」を取り入れることとした。

## 2 子どもの読書活動の推進

「千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）」に基づく施策を率先して展開し、子どもの読書活動や、公立図書館と学校図書館との連携を推進します。

### (1) 子どもの読書活動の推進拠点

- ア 子どもの読書活動の推進に向け、児童サービスに習熟した職員を配置し、組織体制の充実を図ります。また、県立図書館の専門職員を市町村立図書館などに派遣し、読み聞かせの講座を開催するなど、子どもの読書環境の充実を図るとともに、子どもたちの居場所となるような環境づくりに努めます。
- イ 出張お話し会や点訳絵本の製作など、図書館の利用が困難な子どもを対象とした読書支援サービスを充実させるとともに、子どもの読書活動を支える県内のサークルやボランティア団体などの支援・養成を行います。
- ウ 自立した大人となる中・高校生の時期に大切な、進路選択や生き方などの多様なテーマとの出会いを、読書を通じて支援する、ヤングアダルト(ティーンズ)サービスの充実を図ります。

### (2) 学校図書館の支援

- ア 県立学校への講師派遣や、学校図書館の運営相談を強化するとともに、市町村教育委員会の要請に応じ、小・中学校への講師派遣や学校図書館の運営相談を行います。
- イ 障害などの理由により、図書館利用や読書活動が困難な児童・生徒の在籍する学校を訪問し、これら児童・生徒の読書活動に関わる教職員、保護者及びボランティアの支援を行います。
- ウ 図書館ネットワークを活用した公立図書館と学校図書館との連携の強化と、学校図書館の支援体制の充実を図り、児童・生徒の読書活動を推進します。

#### **【事例④】 滋賀県立図書館 学校図書館のリニューアル支援**

学校図書館を有効に活用してもらうため、児童・生徒や教職員、市町の図書館と協力して、①学校図書館の現状の把握とリニューアル方針の検討、②書架配置の変更や本の見出しの整理などの実施、③教員向けのオリエンテーションの開催、④リニューアル後の学校図書館を活用した授業の例などを含めた活用プランの作成、⑤検証授業の実施、といった一連の流れで学校図書館を支援している。(平成29年度まで)

### 3 課題解決支援図書館

多様な情報を迅速かつ的確に提供し、県民が抱える様々な課題を解決できるよう支援します。

また、関係機関と連携し、県内企業や行政機関の調査研究や政策形成のために必要な情報を収集・提供します。

#### (1) 調査研究や政策形成の支援

ア 県民や県内企業、団体へ、生活や仕事に役に立つ情報拠点として図書館が活用できることを積極的に周知していきます。

イ 健康・医療や福祉、ビジネス、法律・判例などの県民が抱える課題や、まちづくりや地域振興などの地域の課題に対して、迅速に調査を行い、必要な情報を提供できる体制を整えます。

ウ 博物館や文書館、議会図書室などの関係機関との連携を強化し、それぞれの機能を相互に補完しつつ、課題解決のため、よりの確な支援の充実に努めます。

エ 県や市町村の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を収集・提供できるよう努めます。

#### (2) 調査研究に役立つ資料の収集と情報の提供

ア 住民の身近にある市町村立図書館との間で、収集する資料の分担を明確にし、県立図書館として必要な調査研究に役立つ資料を収集し、蔵書の充実を図ります。

イ オンラインデータベースなどの県民の情報に対する多様なニーズに応えられる環境を整備します。

### 4 千葉県に関する資料や情報の蓄積、継承

本県の文化・歴史を次世代に継承していくため、貴重資料をはじめ、将来にわたって残すべき資料の保存体制の整備と、資料のデジタル化を推進します。

#### (1) 千葉県関係資料の計画的な収集の整備と情報発信

ア 市町村立図書館や博物館、文書館などの関係機関と連携し、役割分担を明確

化した上で、デジタル情報、視聴覚資料などを含めた千葉県関係資料を計画的に収集できる仕組みを構築します。

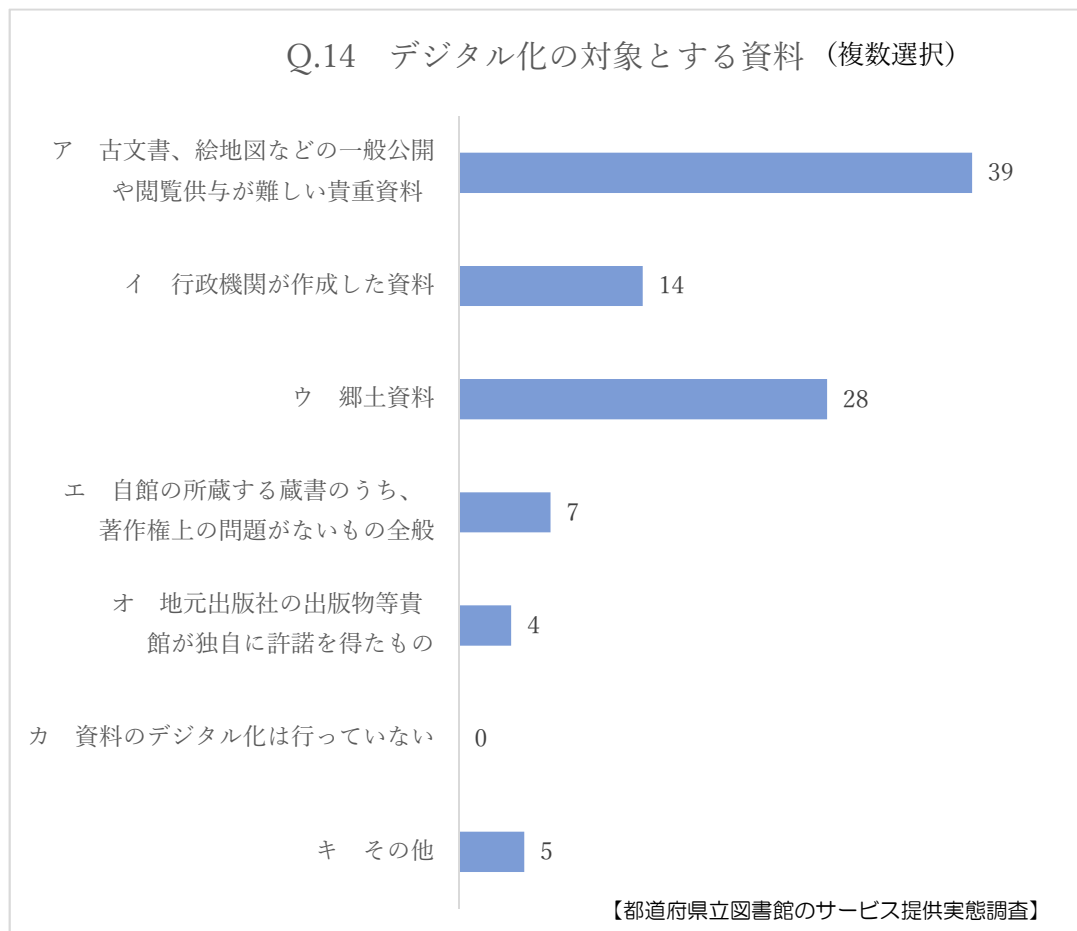
イ 国のデジタルアーカイブに係る議論の動向を注視しつつ、博物館や文書館、大学などの関係機関との連携により、県内の蔵書を一括して検索できるシステムの構築を目指します。

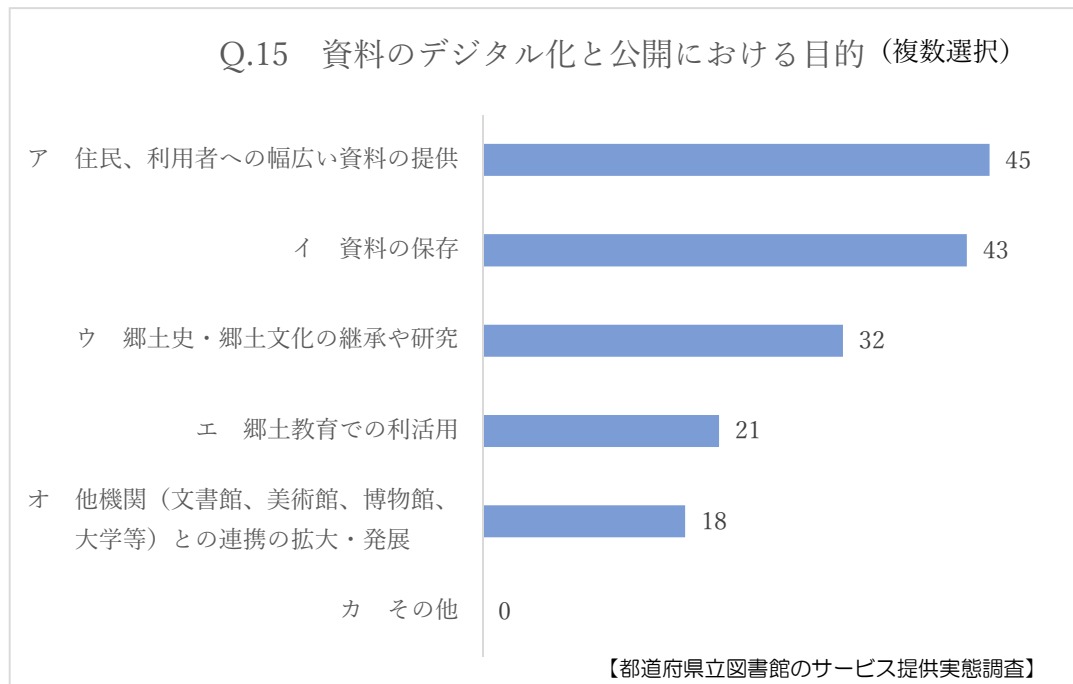
ウ 千葉県関係資料の検索・情報提供サービスについて、ホームページや様々な広報媒体を活用して積極的に情報発信し、利用の促進に努めます。

## (2) 貴重資料の保存

ア 本県ゆかりの作家や本県を舞台とした作品などの貴重な資料を保存します。

イ 著作権法などの法令や制度についての理解を深め、国や関係団体の動向を把握しながら、資料のデジタル化を進めることにより、インターネットを活用した利便性の向上を図るとともに、災害などによる貴重資料の消失に備えます。





## 5 知の創造と循環を生み出す公共の場

知識基盤社会におけるこれからの図書館は、人々の知識を相互に交流させ、新たな知の創造や課題解決のために資料・情報を提供することが求められています。資料を用いて自律的に学ぶ場、自らの学びの成果を報告する場、障害の有無にかかわらず、生涯学習の起点とできる場、関心を共有する人が集まり討議する場となるよう、県民の知の創造と循環に貢献する公共の場を目指します。そのため、資料・情報を収集・蓄積し、体系的に提供して、県民の情報活用と社会全体の教育力の向上に貢献します。

### （1）博物館など関係機関との連携

- ア M L A連携（博物館－図書館－文書館）※2や大学図書館などとの連携により、文化的情報資源（知識、資料など）を収集、蓄積、提供し活用していくため、更なる図書館職員の専門知識の向上や、関係機関相互の協力を図ります。
- イ 博物館や文書館などとの協同事業や連携体制を充実させ、各々の施設の独自性や特徴を尊重しつつ、利用者サービスの向上の観点から、施設の複合化の可能性を検討します。
- ウ 大学図書館や研究機関などとの連携強化を図り、県民が利用できる文化的情報資源を拡充し、多様な学習ニーズに対応します。

※2 M L A連携・・・ミュージアム・図書館・文書館の連携のこと。それぞれの頭文字をとってM L Aと呼ばれる。いずれも文化的情報資源を収集・蓄積・提供する公共機関であるという共通点を持ち、情報資源のアーカイブ化等の課題を共有していることから、近年連携の重要性が認識されている。



## (2) すべての県民が利用しやすく快適な社会教育施設

ア 高齢者や視覚障害者などの読書活動・生涯学習活動の支援を推進するため、文字の大きな活字本や拡大読書器の設置、音声録音図書や活字デジタル図書の整備などの読書環境の充実を図ります。

イ 県民の学習意欲の向上や課題解決のための調査など、静謐な環境を要する個人学習や、ワークショップやグループ学習など、様々な学習形態に対応できるように施設内の空間構成に配慮し、これらに資する情報機器の整備を図ります。

ウ 人と人との出会いや、新たな創造や思考が触発され、知的交流が自然に図られ、障害のある人もない人も多くの人が集う本県のランドマークになるような図書館を目指します。

### 【事例⑤】 奈良県立図書情報館 知的交流の場所としての図書館

平成17年に開館した奈良県立図書情報館は、高度情報化社会の到来により、資料や情報を扱う図書館の在り方に大きな変化が求められているなかで、21世紀に十分に通用する新しい県立図書館を目指し、検討の開始から開館まで10年以上の月日を割



ビブリオバトル



デジタルスタジオ

いてきた。新館の特徴的なコンセプトの一つに「知的交流」活動を活性化させるための機能があげられており、公立図書館として初めて開催したビブリオバトルをはじめ、多様な講座・イベントをNPO法人や有志とタイアップし、定期的で開催している。

情報センターとしての機能も充実しており、利用者サービス部門の置かれている主な2フロア（2階・3階）のうち、2階フロアを情報のフロアとして、「オーサリングルーム」（動画編集、DVD・BDの作成のほか、大判プリンタへの印刷ができる）・「デジタルスタジオ」（撮影機材を用いた撮影や、録画、録音などができる）といっ

た施設を設け、様々な情報機器を駆使しつつ、自ら学び、創造していくという情報の活用ができる空間を提供している。



## 第4章 県立図書館の施設整備の方向性

### 第1節 県立図書館の機能集約の検討

#### 1 機能集約の検討の必要性と考え方

県教育委員会では、平成23年12月に策定した「今後の在り方」の中で、「県立図書館4館構想」から現在の「中央図書館を中心とした3館体制で機能強化」に方針の転換を図りました。

また、「今後の在り方」で早急に改修を行う必要性が指摘されていた中央図書館については、平成24年に実施した改修計画事前調査の結果、耐震改修が技術的に難しい問題を抱えていることが判明しており、他にも改修に伴う工事費の不経済性、建物の老朽化やバリアフリー不足、書庫不足などの様々な問題点を考慮すると、建物自体の建替えを最も現実的な選択肢として検討する段階にあると言えます。

加えて、これからの県立図書館の施設整備の方向性を検討するに当たっては、第1章第2節で述べたとおり、平成28年7月に行政改革推進本部で決定した「公の施設の見直し方針」における「現行の県立図書館3館体制について、その役割や今後の図書館を取り巻く状況を踏まえ、機能集約化等も含め継続して検討を行う」との指摘を踏まえることが必要です。

機能集約の検討の考え方としては、3館ある県立図書館について、3館を維持していくパターンと、2館、または、1館に集約するパターンとが考えられ、2館、1館のパターンでは、図書館の組合せにより、さらに複数のパターンが想定されますが、これまで述べてきた県立図書館の抱えている課題や求められる役割を勘案して、最も現実的な選択肢である以下の3つのパターンに検討範囲を絞った上で、利用者サービスへの影響、県立図書館機能の発揮、図書館経営の合理化といった視点で比較検討を行うこととしました。

- 【パターンA】 現状の3館体制を維持し、各々の館でこれまでのサービスを展開する（中央図書館を改築した上で、3館体制を維持する）。
- 【パターンB】 耐震問題などを抱えている中央図書館を廃止し、中央図書館の機能は西部・東部の2館で分担する（2館体制への機能集約を図る）。
- 【パターンC】 中央図書館を改築し、西部・東部の図書館機能を中央に統合する（1館体制への機能集約を図る）。

## 2 資料の集約による利用者サービスの向上

県立図書館では、3館それぞれが分野を分担して資料整備をしてきましたが、各館が重点分野を分担して資料を収集し保存することは、各館の利用者の要求に必ずしも適ったものではなく、分野をまたがる複合的な課題に対して調査を行う上で不便が生じています。

また、課題解決支援のため、司書が電話やメール、窓口でレファレンスサービスに応じる際も、自館の重点収集分野と異なる調査依頼に対して、調査に時間を要することもあり、レファレンスサービスの効率性・迅速性にも難点があります。

これらの課題については、県立図書館を1館に集約することで、ワンストップサービスが可能になるなど利用者サービスの向上につながることを期待できます。

## 3 人的資産（司書）の集約による図書館機能の強化

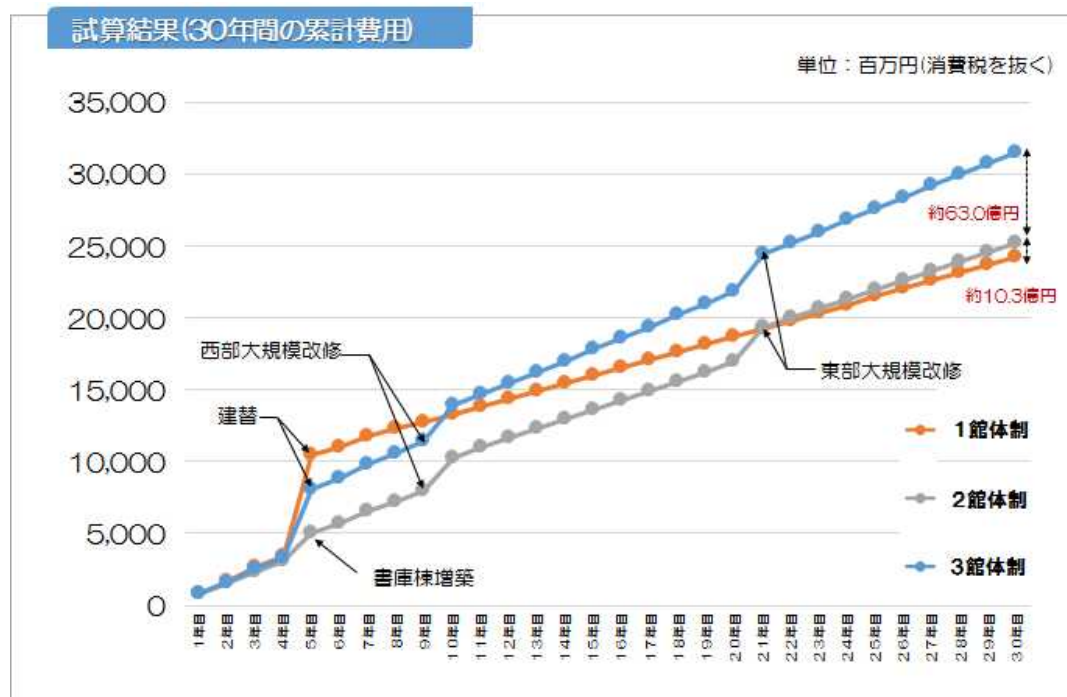
これからの図書館は、知識基盤社会における地域の発展を支える情報拠点としての役割が期待されていますが、高度情報化社会において県民や企業などからの高度な調査相談に対応していくためには、レファレンスサービスに応じる職員にも専門性の高さが求められます。

現在3館に分散している司書を1館に集約することにより、課題解決支援機能などの県立図書館機能をより強化させることが期待できます。

## 4 施設の集約による業務の効率化とコストの削減効果

施設を集約した場合と、3館体制を維持した場合とを比較すると、前者は、現在分散して行っている資料の搬送作業や蔵書整理、職員養成のための研修機会の提供などの労力の無駄が省かれ、効率化により新たな図書館サービスの展開が期待できます。

また、図書館の運営に要する経費を大幅に削減することもでき、1館体制と3館体制との今後30年間の図書館関係の総コストの差額は約73.3億円程度生じることが見込まれ、これは県立図書館の資料購入費（平成29年度）の約120倍に上ります。



## 5 結論と機能集約後の留意点

利用者サービスへの影響、県立図書館機能の発揮、図書館経営の合理化のそれぞれ視点で検討した結果から総合的に判断すると、県立図書館は現状の3館体制を改めて、1館に機能集約(23頁下段の【パターンC】)を図った上で、図書館機能を高めていくことが望ましいと考えます。

なお、機能集約する場合、これまで県立図書館が果たしてきた各地域の市町村立図書館などとの連携による地域の図書館ネットワーク機能を損なうことがないよう留意し、運営相談や人的交流などの面でもこれまでの県立図書館と市町村立図書館などとの関係を維持・発展させるよう十分に配慮しなければなりません。

市町村立図書館の支援を通じて県全体の図書館サービスの充実を図ることも県立図書館の役割であり、市町村立図書館との資料の相互貸借などの連携を強化することにより、県民の読書環境の向上に取り組む必要があります。

### ケーススタディ⑥ 滋賀県立図書館 司書巡回便

昭和56年に移動図書館車を1台廃止し、協力車の運行を開始した際に、協力車に司書が同乗して各市町の図書館を訪問する司書巡回便を開始した。当初は県内全館を毎週回っていたが、現在は協力車への同乗をやめ、別に各市町の中央館を2か月に1回、分館は年2回程度巡回することとしている。1館の滞在時間は1時間くらいで、あらかじめ聞き取り票を準備して、協力車の運行状況、レファレンス事例収集、協力業務への要望、地域出版物の情報収集などの聞き取りを行い、市町村立図書館の運営状況の把握と運営支援策の展開に結びつけている。

## 第2節 施設整備の方向性

県立図書館の施設整備の方向性を検討するに当たっては、平成28年2月に策定された「千葉県公共施設等総合管理計画」を踏まえ、環境負荷の低減やライフサイクルコストの縮減を意識し、整備手法については、行政改革計画・財政健全化計画に基づきPPP/PFI※3などの民間活力の幅広い導入を検討します。

※3 PPP/PFI・・・PPPとは、官と民間が連携して公共施設の整備や公共サービスの提供を行う手法の総称である。

PFIとは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、従来公共が行ってきた公共施設等の整備等について、民間に行わせることが適切なものについてはできる限り民間に委ねるという基本理念の下、公共施設等の整備等の全部又は一部を、民間の資金、経営上のノウハウ及び技術的能力を活用して一体的に行う手法である。

### 1 複合化の可能性

類似施設との複合化は、施設総量の縮減や、人件費の削減などのコスト面での効果のみならず、MLA連携など相互連携による各施設の機能強化やサービス向上につながることを期待できます。

### 2 バリアフリー

施設整備に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）を踏まえるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）第5条の規定に基づく、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うための整備に努めます。

### 3 立地条件

図書館は、本県の文化を継承し支える知的基盤として、人を育て、産業の振興・地域の活性化に寄与する公の施設であり、図書館ネットワークや関係機関との連携などを考慮すると、行政情報を含めた多様な情報が収集・発信・蓄積される県中央部に立地することが適当と考えます。

## 第3節 管理運営の在り方

県立図書館の役割は、市町村立図書館や学校図書館などの支援、県内図書館ネットワークの広域的かつ長期的な視野に立った強化、先進的な図書館サービスの調査研究、

研修プログラムの開発・実施などです。これらの役割は司書の専門知識や長年培ってきた経験によって十分に果たされるもので、このような知識と経験を持った司書の持続的な確保を考えると、指定管理者制度を全面的に導入することは、県立図書館には適さないと考えます。

しかし、資料の収集やレファレンスなどの基幹的な図書館業務以外で、施設の維持管理業務や図書館資料の搬送業務などの個々の業務については、指定管理者制度などの民間活力の導入により、コスト削減やサービス向上が図られる可能性もあり、今後、施設の整備手法と併せて検討していく必要があります。

#### **第4節 具体的な取組と評価・検証**

図書館サービスを充実させ、県立図書館の機能をより高めていくためには、運営に対する目標を明確化し、目標の達成状況を常に評価・検証し、新たな取組に反映していく姿勢が不可欠です。

今回、見直しを行った県立図書館の役割と機能に従い、新たに運営目標と具体的な取組を盛り込んだ行動計画を策定した上で、毎年その達成状況に対する評価・検証を行い、図書館サービスの向上に努めます。